

持続可能な活力ある地域社会づくりを目指す 協同労働の実践

— 協同労働交流全国集会報告を中心に —

6月12日、議員立法として全党・全会派の賛同により衆議院に提出後、12月4日15時18分に参議院本会議で「労働者協同組合法」が総員一致で可決された。(資料として次ページ以降の新聞報道を参照。法制定特集は338号(2021年1月号)で予定。)

労働者協同組合法第1条には「持続可能で活力ある地域づくり」を目的に掲げるとともに、労働者が「出資」「意見反映」「従事」する3つの基本原理を明示した。「意見反映」は、職場で働く者同士が話し合いを進めることの大切さを表しているが、この職場づくりの実践を「学び合い」「深め合い」「考え合い」「交流し合う」のが11月14-15日(土-日)に日本労協連主催で開催された「協同労働実践交流全国集会」であった。

本号を特集した動機は、法制定時代、協同労働の内実を深めるとともに、本集会を多くの方と共有することが、持続可能な地域社会づくりにつながると考えたからである。それは地域に多様な経験・知恵・能力・価値観を持つ人が存在するなかで、多様な人々の意見反映と対話を通じた協同のコミュニティが持続可能な地域づくりの主体になると考えているからである。本集会では人と人が協同するための具体的な知恵・行動のヒントが多く出されるとともに、協同する意味をも考えるものとなり、困難・葛藤・失敗から協同することの難しさと可能性を映し出している。仲間で協同決定する対話のプロセスこそが、協同の営みであり価値であることを多くの仲間の報告から感じるものとなっている。

本号は「協同労働実践交流全国集会」の全体会・分散会をまとめた。全体会の内容をほぼ収録し、分散会は50の分散会100報告があったので、編集部で事前レポートを元に「経営改革」「職場づくり」「地域づくり」の視点から8つの実践を紹介した。

本集会でセンター事業団馬場幹夫専務理事から3つを課題提起している。

1、協同労働の働き方(どこが違うのか、なぜ必要なのか) 2、対立を超える対話(どうしたら話し合いを深められるのか) 3、協同労働の活かし方全国の仲間の日々の格闘の中から掴んだ確信を言葉にし深め合い活かそう。

本号には3つの問いに対する答えのヒントが多く詰まっている。ただし答えを導き出すには所属する職場、家庭、地域の実態と照らし合わせて考えることが大切だと考えている。

本号が協同するときの作法や環境設定を考える一つの資料になればと考えている。

相良 孝雄(協同総研事務局長/日本労協連理事)